



受講生の皆様へ

## 受講料の取り扱いについて

特定非営利活動法人

日本セラピューティック・ケア協会

受講生の皆様からお預かりしました受講料等の取り扱いにつきましては、当協会の規定に基づき、下記の通りとなります。ご理解のほどよろしくお願いいたします。ご不明な点がございましたら、事務局までお問い合わせいただきますよう、お願い申し上げます。

### (講座の振替)

第 6 条 受講者が講座に出席できない場合において、本会が認める場合は、別の日程をもって開催される同一の内容の講座に振り替えて出席することができる。

2. 講座の振替期限は、原則 2 年以内とする。

### (講座開催の中止)

第 7 条 本講座の受講の申込者が開催最少人数に満たない場合、既に受講申込のあった方に通知をし、講座の開催を中止することができる。その場合、既に支払いがあった受講料はその全額を返金するものとする。(なお、その他に受講者に生じる損害がある場合でも、本会はその賠償の義務を負わないものとする)

### (講座開始前の解約)

第 8 条 本講座については、次に定めるとおりのキャンセル料が発生する。なお、本講座(セラピスト資格取得コース、インファントセラピスト養成講座、CT(Complementary Therapist/補完心身医療療法士)資格取得講座など)が 2 日以上にわたり開催する場合の「講座開催の日」はその最初の日をいい(以下、同じ)「講座開始」とは、その最初の日の講座が始まる時点とする。

a: 講座開催の日の 10 日前から 2 日前までの間にキャンセルの通知があった場合

<キャンセル料は受講料の額の 50%の額>

b: 講座開始の前日から講座開始までの間にキャンセルの通知があった場合

<キャンセル料は受講料の額の 100%の額>

2. 銀行振込手数料を差し引いた分を返金する。

3. 事前に受講者にテキスト等送付の講座(インファントセラピスト養成講座、CT資格取得講座)は、テキスト等を本協会に返品するものとする。但し、送料は受講者が負担する。

(講座開催日以降の解約)

第9条 講座開催の日以降の受講者からの解約(受講契約の解除)は認めていないため、万一、解約の申し出があった場合でも受講料の返金は一切しないこととする。

(受講料の返金)

第10条 無断欠席については、受講料の返金は一切しないこととする。

(受講料返金の申請)

第11条 受講料返金が生じた場合は、本会が定める様式(受講料等返金申請書)に記載して提出し、返金申請を行うものとする。

### 【問い合わせ先】

認定特定非営利活動法人 日本セラピューティック・ケア協会  
本部 事務局  
〒818-0125 福岡県太宰府市五条 2-6-1-202  
TEL 092-928-1546 / FAX 092-555-9401  
Email : info@therapy-care.net (代表)